

瀬戸市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、瀬戸市議会会議規則（昭和32年瀬戸市議会規則第1号）第12条の規定により提出します。

令和3年9月15日

瀬戸市議会議長 宮菌 伸仁 殿

提出者 瀬戸市議会議員 富田 宗一

賛成者 " 池田 信子

" 朝井 賢次

" 西本 潤

" 浅中 寿美

" 柴田 利勝

" 戸田 由久

" 長江 秀幸

3 年議員提出第 4 号議案

瀬戸市議会会議規則の一部改正について

瀬戸市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

瀬戸市議会会議規則の一部を改正する規則

瀬戸市議会会議規則（昭和 3 2 年瀬戸市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>(請願書の記載事項等)</u> 第 9 0 条 請願書には、 <u>邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</u> <u>2 請願者が法人の場合は、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u> <u>3 <省略></u>	<u>(請願書の記載事項)</u> 第 9 0 条 請願書には、 <u>邦文を用い</u> 請願の趣旨、提出年月日、 <u>請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し押印しなければならない。</u> <u>2 <省略></u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、市議会に対する請願に係る署名押印の見直しに伴い、瀬戸市議会会議規則中所要の事項を改正するため必要があるからである。